



19 6 14 1 19高數政第315号 平成19年6月6日

\$ 3745

各市町村 (学校組合) 教育長 様

高知県教育長

## 週休日の振替等に係る様式の変更について

うえのことについて、県立学校職員で同一週外への振替により時間外勤務手当の生 じる職員については、別添のとおり、様式を知事部局と共通のものに変更したので、 参考にしてください。

[担当]

教育政策課

人事企画担当: 岡村·髙橋·石原

TEL: 088-821-4568 FAX: 088-821-4558

糖 4 4 O 指 扶 姓 П \* H

	月例	概 処理済						
	経験調出	<b>%</b> 對鍵						
	- 計解授							
氏 名	極極							
- 64		(25/100)	国会	語報	国物	国金	国省	自由
1	受命者四四							
縣 名	新たに週休日となる日来日前窓時間の総称の多歩車する日	半日変更後 の勤務時間	i	ι	}	}	i	1
	新たに選体	東 東 東 東	日 . 日	田 · 田 #	二. 票	田. 単	四.当	ш.,
	新九年日都	(解)	- 0	·,	( )	(`)	(,)	
所屬名		関務の内容						
	蜘務を命ずる日	勤終時間 (時間数) (水額時間)	(	(単単)	(国報 )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	[ (開始 ) ]	(開始 )
	震	周 (圖)		·Ĉ				
	命令	平隔点						

新たに勤務日とした日における週休日の仮替等をした後の残余の勤務時間は、時間外勤務となるので、時間外勤務命令解により処理すること。 新たに勤務日とした日の属する週に休日勤務をした場合、25/10の時間数については、休日勤務の時間数を除算したものを記載すること。 週休日に8時間の勤務を命ずる場合、半日ずつ2回に分けて勤務時間の削援変更をすることはできない。 - 21 53 聖米

## 「智慧後

・勤務を倉ずる時間のうち、扳替等を行う時間のみ(8時間又は4時間)を記入します。(体趣時間を除く実際の勤務時間が6時間の場合、この命令簿に4時間、別途時間外勤務命令簿に2時間の

記載となります。)

出張での移動時間を含みますが、自宅発着の場合は公署発着の場合に必要な時間が限度になります。

・やむを得ず深夜勤務(22:00~5:00)を命ずる場合は、原則として接替の対象とせずに、時間外勤務命令によってください。

複数の用路を行うことで選休日の擬替をする場合は、用務の時間、内容を記載してください。

	100			**				H H			
- 1	所属名	1	1 100		I	100 A 100	M SE PER			200	
		#田井	新たい 過作 ロシロ動物時間の階級が	新 た に 週 体 日 と な の 日 半日勤務時間の智振りを変更する日	H 24	文 中 中 日	同一個子への板標	遊贩	所属長	施倉田	
	御報の日後	月日 (編)	板替单位	半日変更後 の勤務時間	5更後		(25/100)			松田湖	報 処理済 済
	8:30~17:15 学校行事(○○)	6 . 20 (7k)	田田・井田	*			8 時間		(E)		
	学校行事 (00)	6. 25 (A)		8:30~12:30	12:30	(E)	開報		(H)		
	○△所修参加	6.7 (E)	1 世	8:30~12:30	12:30	(H)	4時間		( <u>ii</u>		

体憩時間は、抜替を行う場合(8時間)は、45分必要です。

※労働基準法第34条

6時間を超える場合45分以上、8時間を越える場合60分以上

同一週以外に扱り替えて勤務した場合は、100 分の25の時間外勤務手当を支給します。この構 に時間数を記載して、処理漏れのないように注 意してください。